

# 相談

## ■女性なんでも相談

秘密は厳守されます。

対象 女性

相談内容 子育てに関する  
こと 法律に関すること(セ  
クハラ・離婚など法律的な問

題) 一般(健康・家族・職  
場や近所での人間関係など)

相談日 子育て・一般/毎月  
第2土曜日 法律・一般/毎  
月第2火曜日 いずれも午後  
1時~3時

法律相談は午後1時~4時

ところ 福祉文化会館

予約受付 月/金曜日・午前  
8時30分~午後5時(先着順)

申し込み先 企画課男女共同  
参画室(☎20 3155)

## ■無料法律相談

弁護士が相談に応じます。

対象 法律問題に直面してお  
困りの人

とき 8月16日(木)午後1  
時~4時

ところ 市役所本庁舎

定員 8人(先着順)

申し込み 8月6日(月)か  
らまちづくり推進課(☎20  
3158)へ

## ■無料行政相談

行政相談委員が相談に応じ  
ます。秘密は厳守されます。

とき 8月2日(木)と27  
日(月)午後1時30分~4時

14日(火)午後1時~3時

ところ 2日/市役所市民  
相談室 14日/さざんか会館

27日/トスク本店インフォ  
メーションルーム

問い合わせ先 鳥取行政評価  
事務所(☎24 5541)

## ■無料身障者相談

身体障害者相談員が相談  
に応じます。

とき 毎週土曜日 午後1  
時30分~4時

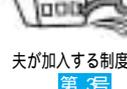
ところ 鳥取市障害者福祉セ

# 国民年金 コナ

## こんなときは 届け出を

国民年金に加入している人(第1号被保  
険者)が就職した場合、届け出が必要で  
す。また、サラリーマンに扶養されてい  
る配偶者(第3号被保険者)も届け出が必  
要となります(妻に扶養されている夫も  
同様)。届け出をせずに2年を過ぎた場合、そ  
の期間は保険料の未納期間となり、将来の年  
金額に影響しますのでご注意ください。

■問い合わせ先 保険年金課  
(☎20 3205)

手続きが必要なとき	 夫が就職(厚生年 金・共済組合に加 入)し、夫の扶養 となったとき。 第3号 第1号	 夫が退職(厚生年 金・共済組合を脱 退)したとき。 第3号 第1号	 夫が一度退職し、再就職したとき。 第3号 第1号 第3号
	 結婚、収入の減 少で、サラリー マンの夫の扶養 となったとき。 第1号 第3号 第2号	 収入が増えた等、サラ リーマンの夫の扶養か らはずれたとき。 第3号 第1号	 夫が加入する制度が変わったとき。 第3号 第3号 (厚生年金 共済組合) (共済組合 共済組合)
	夫婦の年金手帳か、 基礎年金番号通知書 印鑑 夫の健康保険証	夫婦の年金手帳か、 基礎年金番号通知書 印鑑 退職年月日や、夫の扶養からは ずれた年月日を証明できる書類など	夫婦の年金手帳か、 基礎年金番号通知書 印鑑 退職年月日を証明できる書類など 夫の健康保険証
持参するもの			

## 住宅ローン・クレジット ・サラ金カード110番

司法書士が電話での相談に応じます。

とき 8月4日(土)午前10時~午後4時

電話番号 ☎24 4556

無料面接相談会

とき 8月26日(日)午前10時~午後4時

ところ 鳥取県司法書士会館(西町)

問い合わせ先 鳥取県司法書士会(☎24 7013)

## 歩こつ会8月例会

とき 8月5日(日)

コース 市民体育館・午前8  
時30分集合/浜坂/護国神社  
丸山交差点・午後2時解散  
(歩行距離11キロメートル)

費用 無料

弁当や水筒、雨具は各自で  
ご用意ください。

問い合わせ先 体育課(☎20  
3371)

ンター1階相談室  
問い合わせ先 福祉課(☎20  
3181)